

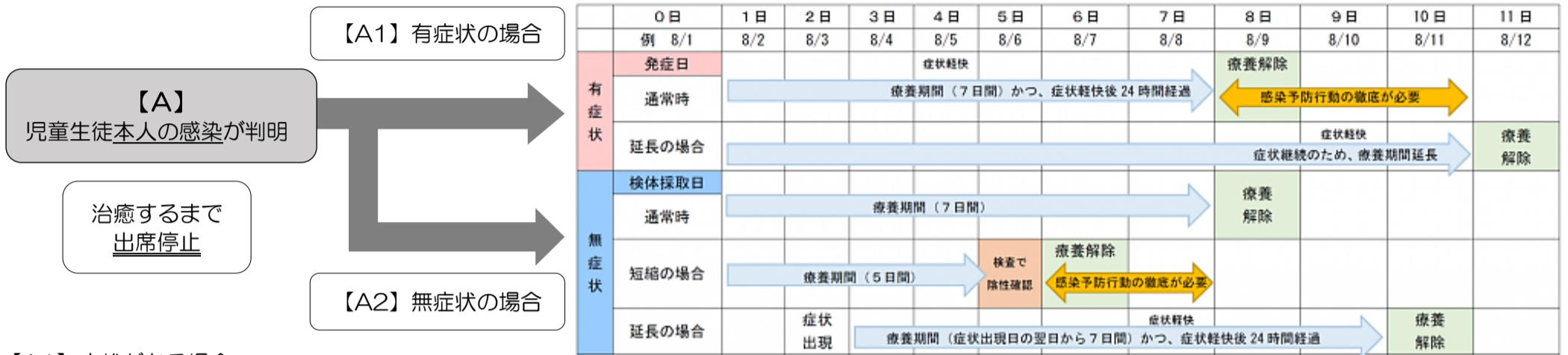
# 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応フローチャート

○保護者様へのお願い

児童生徒本人または同居家族が PCR 検査等を実施した場合や濃厚接触者に特定された場合等、今後、児童生徒に感染する恐れがある場合は速やかに学校へご連絡ください。

**【学校の対応】**

閉鎖や休業の期間については、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明するなど、全体像が把握できるまでの期間とします。

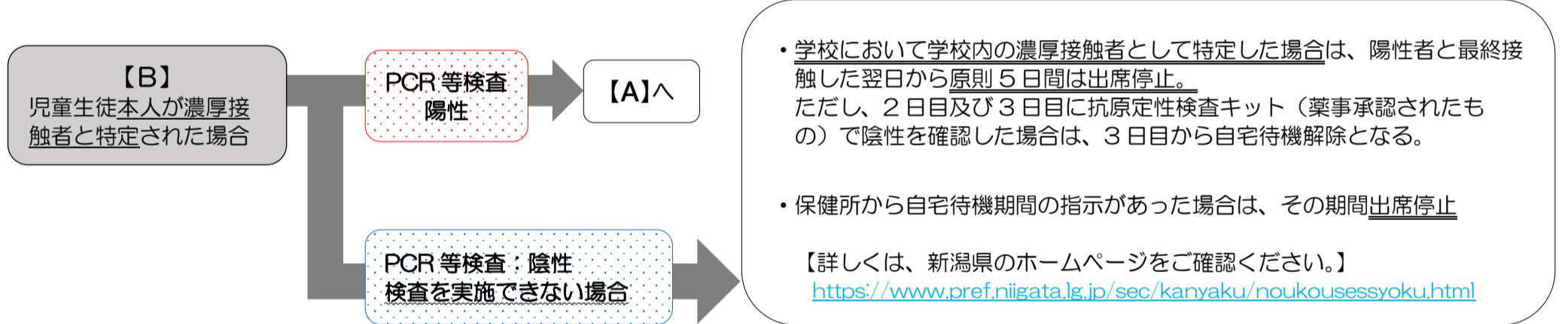


**【A1】 症状がある場合**

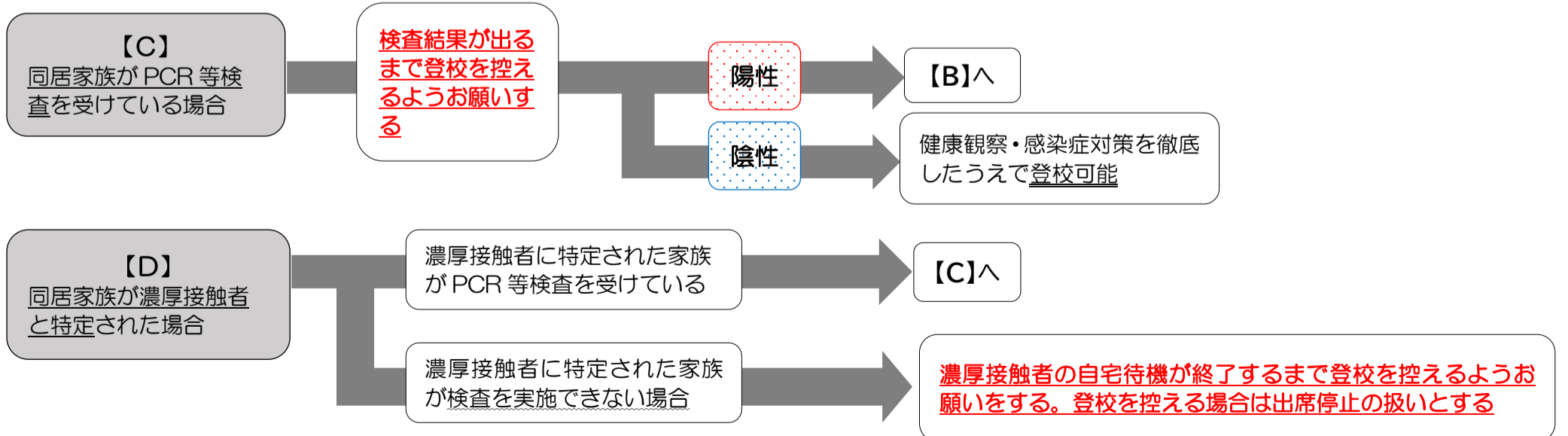
- 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から療養解除可能。
- ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、自主的な感染予防行動を徹底すること。

**【A2】 無症状の場合**

- 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能。
- 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、自主的な感染予防行動を徹底すること。



※濃厚接触者の同居家族に行動制限はありませんが、感染拡大防止の観点から以下の取扱いとします。



PCR 検査、薬事承認を受けた抗原検査キット等で陰性が確認できれば、登校を控えるようお願いする必要はありません。